

# 第3編

## 学校給食管理



第4回 宮城県学校給食  
『伊達な献立』コンクール  
宮城県知事賞

登米市西部学校給食センター

第5回 宮城県学校給食  
『伊達な献立』コンクール  
宮城県知事賞

気仙沼市立唐桑中学校





# 第1章 学校給食の目標

学校給食が教育活動の一環として位置付けられたのは、昭和21年12月に発せられた「学校給食実施の普及奨励について」の文部、厚生、農林三省次官通達による。昭和29年には「学校給食法」が制定され、学校給食の法的根拠が明確になり、教育活動として実施されてきた。

学校給食法は、学校給食の根拠法として学校給食を制度的に支えてきたが、平成20年1月の中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取り組みを進めるための方策について」を受け、平成20年6月に大幅に改正された（平成21年4月1日施行）。

改正後の第2条（学校給食の目標）では、食育の観点を踏まえ、以下の七つに整理された。学校給食の教育的効果を引き出し、学校における食育を推進するという趣旨がより明確になった。また、平成18年12月に大きな改正が行われた「教育基本法」第2条の“教育の目標”や「学校教育法」（令和2年4月一部改正）第21条の“義務教育の目標”を踏まえた内容となっている。

## 学校給食法 第2条 学校給食の目標

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

